

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1060 号（諮問第 1723 号）

件名：総合文書管理システムに登録された文書の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 5 月 15 日

2 原処分

令和元年 7 月 10 日（不開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるとして不開示とした。

3 審査請求

令和元年 7 月 12 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 1 月 30 日

5 答申

令和 5 年 6 月 26 日

6 審査会の結論

知事が、本件請求対象文書について、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるとして不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 条例第 6 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項について

条例第 6 条第 1 項本文において、開示請求は、同項各号に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出してしなければならないと規定している。そして、同項第 2 号において、「行政文書の名称その他の開示請求

に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載事項として定めており、「行政文書を特定するに足りる事項」とは、その記載内容から、開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載をいうものである。

また、同条第2項において、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定するとともに、同項後段で、この場合において、実施機関は、当該開示請求書を提出したものに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定している。

### (3) 本件審査請求について

本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄の記載内容は別記のとおりであるところ、実施機関によれば、本件開示請求は、対象行政文書を特定するための十分な記載がなく、開示請求書に形式上の不備があると認められる場合に該当するため、審査請求人に補正を求める通知を二度行ったが、期限までに回答がなかったため不開示としたとのことである。これに対し、審査請求人は、審査請求書において、開示請求に係る行政文書を特定することができる旨を主張していることから、以下、実施機関による条例第6条第2項に基づく補正の求めの手續の妥当性も含め、本件請求対象文書の特定の可否について検討する。

### (4) 本件請求対象文書の特定の可否について

#### ア 本件請求対象文書の特定について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件開示請求は、愛知県民文化局県民生活部県民総務課（以下「県民総務課」という。）が、愛知県行政文書管理規程（平成16年愛知県訓令第4号）第2条第3号に規定する総合文書管理システムにおいて管理する全ての文書が請求されているものと解される。

実施機関によれば、本件開示請求の対象となる行政文書の件数が約6,300件あるとのことであり、また、本件開示請求は請求内容が包括的であり、真に開示を求めている文書が不明瞭であるため、請求対象文書の特定が不十分であるとのことである。

当審査会において検討したところ、特定の課室が総合文書管理システムにおいて管理する全ての行政文書を対象とする開示請求は、形式的、外形的には一応明確であるものの、一般的には、行政組織の活動は多種多様であり、その全てを請求しているとは考え難いことや保有する行政文書の量等に照らすと、請求対象文書の特定が不十分であるとする実施機関の主張は妥当なものと認められる。

#### イ 実施機関による補正の求めの手續について

当審査会において、実施機関が審査請求人に補正を求めた文書を確認したところ、「行政文書を特定するに足りる事項」には、その記載内容から、開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載をする必要があるが、本件開示請求書の記載内容は対象行政文書を特定するために必要な事項として不十分であることが記載されていること及び補正の回答期限として一定の期間を定めて二度にわたり条例第6条第2項の規定に基づき補正を求めていること並びに補正の参考となる情報として愛知県行政組織規則（昭和39年愛知県規則第21号）のうち、県民総務課の所掌事務について規定した条文を抜粋したものが添付されていることが認められた。

これらのことを踏まえると、実施機関による補正の求めの手續は、妥当なものとして認められる。

#### ウ 結論

以上のことから、実施機関が、本件開示請求書における「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄の記載が不十分であるとして不開示としたことは妥当である。

#### (5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 別記

総合文書管理システムに登録された文書

(現在管理しているもの 施行先の入力のないものを含む)